

九重町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 11,281	千円 7,143,067	千円 353,822	千円 1,432,800	% 20.1	% 19.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

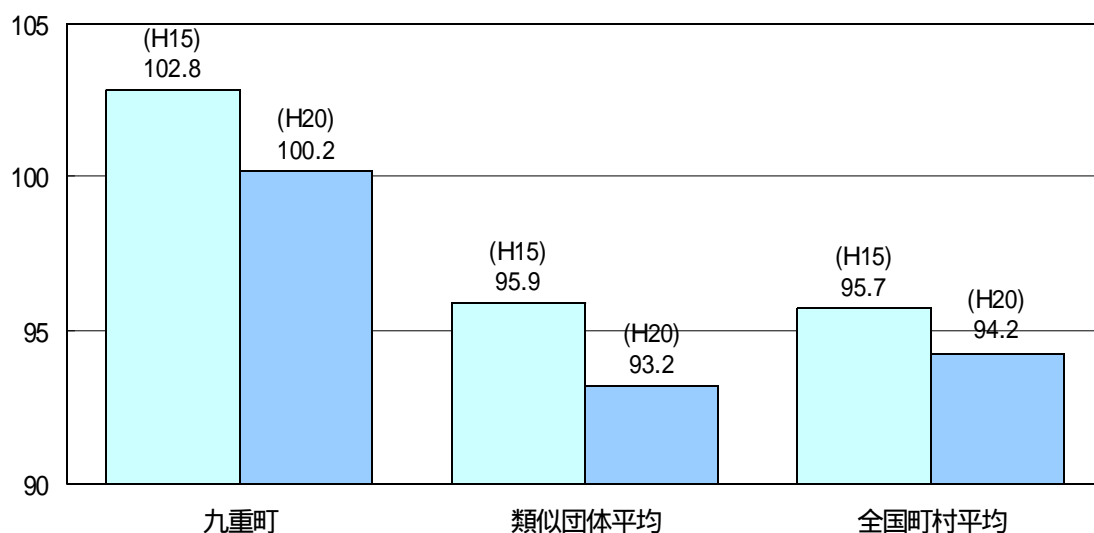
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 146	千円 558,316	千円 65,837	千円 249,731	千円 873,884	千円 5,986	千円 5,833

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成18年4月から平成20年3月31日までの間は、5%の減額措置を実施している。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
19年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
19年度	月	月	月	月	月	月 4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(20年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
九重町	42.6歳	336,034円	374,758円	353,402円
大分県	43.7歳	358,385円	433,557円	390,565円
国	41.1歳	325,113円		387,506円
類似団体	43.8歳	325,488円	363,810円	352,770円

技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
九重町	32.2歳	9人	235,778円	250,311円	244,777円	-	-	-	-
うち給食調理員	31.9歳	5人	235,940円	250,260円	245,940円	-	-	-	-
大分県	49.3歳	555人	363,649円	407,616円	383,952円	-	-	-	-
国	48.9歳	4,784人	284,679円	-	320,623円	-	-	-	-
類似団体	49.1歳	11人	287,279円	308,279円	300,830円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
九重町	-	-	-
うち給食調理員	-	-	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16年～18年の3ヶ年平均）

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
九重町	43.5歳	374,633円	388,122円
大分県	45.2歳	405,945円	454,890円
類似団体	44.7歳	324,424円	340,220円

（注）1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区 分		九 重 町	大 分 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高 校 卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	140,100円	140,100円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（20年4月1日現在）

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	295,520円	315,320円	379,100円
	高 校 卒	272,180円	304,080円	304,080円
技能労務職	高 校 卒	191,333円	243,240円	268,520円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

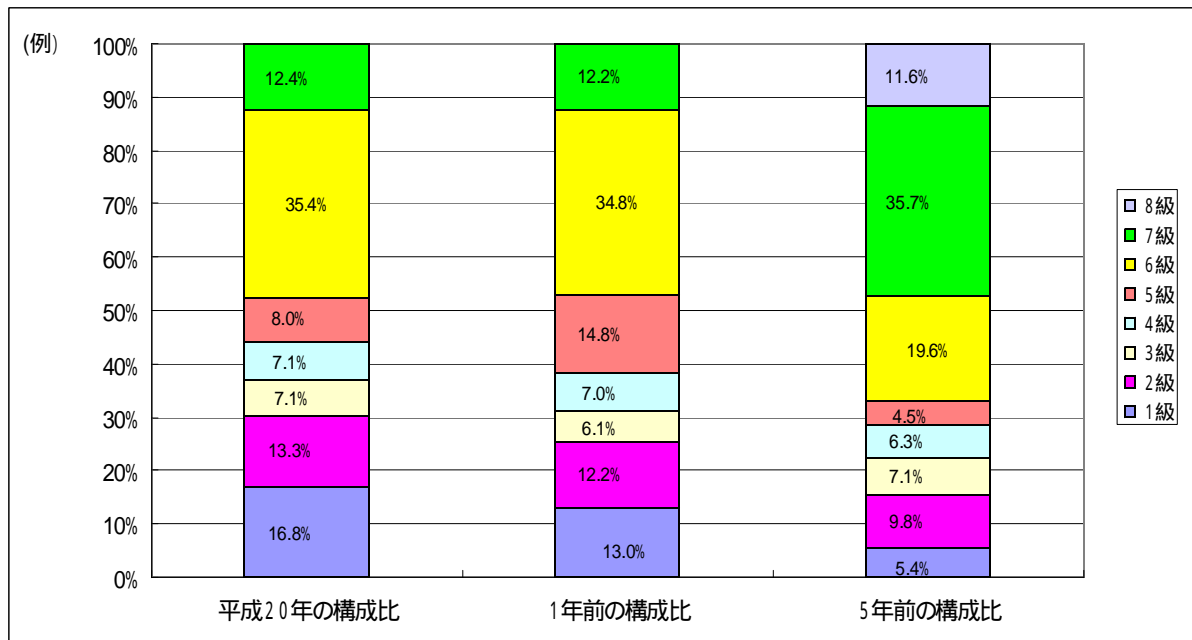
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	事務員、技術員、主事、保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師、及び教諭の職務又はこれに相当する職務	人 19	% 16.8
2 級	主任並びに高度の業務を分掌する保健師、保育士、獣医、栄養士、看護師、及び教諭の職務又はこれに相当する職務	人 15	% 13.3
3 級	主査、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	人 8	% 7.1
4 級	困難な業務を分掌する主査、主任保健師、主任保育士、主任獣医、主任栄養士、主任看護師及び主任教諭の職務又はこれに相当する職務	人 8	% 7.1
5 級	副長、専門員、及び主幹の職務又はこれに相当する職務	人 9	% 8.0
6 級	課長、室長、局長、館長、所長、及び参事並びに困難な業務を分掌する副長、専門員及び主幹の職務又はこれに相当する職務	人 40	% 35.4
7 級	困難な業務を所掌する課長、室長、局長、館長、所長及び参事の職務	人 14	% 12.4

(注) 1 九重町の規則に基づく級区分による職員数である。

1 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一部反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

九 重 町	大 分 県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,710千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,926千円	-
(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (-)月分 (-)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 0.75月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

一律に支給している。

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

九 重 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20% (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 28,513千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20%
勤奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	勤奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
11,879千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	- %	- 人	- %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
該当なし	- %	- %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (20年4月1日現在)

支給実績 (19年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (19年度)		0 %	
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税の賦課徴収事務	税務職員	賦課徴収	月額 1,500円、月額 2,000円
伝染病防疫作業事務		防疫作業	日額 1,000円
家畜診療に従事する事務	獣医師	家畜診療	月額 20,000円
保健予防に従事する事務	保健師	予防指導	月額 1,500円
行旅死亡人の遺体収容		遺体収容	1死体 5,000円

(注) 特殊勤務手当については、平成23年3月31日まで一部を除き支給を凍結している。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (19年度決算)	24,707千円
職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	169千円
支給実績 (18年度決算)	19,112千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	129千円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ		19,463千円	270,319円	
	配偶者以外 2人目まで	6,000円					
	うち 1人目	配偶者が ない					11,000円
		配偶者が 扶養 でない					6,500円
	その他 (3人目~)	5,000円					
	16歳~22歳の子 についての加算	5,000円					
住居手当	持ち家(支給限度額)	2,500円	異なる	自宅	5,117千円	83,885円	
	借家(支給限度額)	27,000円	同じ				
通勤手当	1kmごとに25km まで(支給限度額)	15,800円	異なる	1kmごと	8,266千円	67,754円	
管理職手当	5%		異なる	率支給	4,899千円	257,842円	

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	720,000円	(- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 860,000円 / 385,000円	
	副 市 町 村 長	585,000円		679,000円 / 380,800円	
報 酬	議 長	301,000円	(- 円)	326,000円 / 223,000円	
	副 議 長	260,000円		269,000円 / 173,000円	
	議 員	250,000円		250,000円 / 152,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(19年度支給割合) 3.0月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(19年度支給割合) 3.0月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長 収 入 役	720,000円 × 在職年数 × 500/100 585,000円 × 在職年数 × 290/100	14,400,000円 6,786,000円	任期毎 任期毎	
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

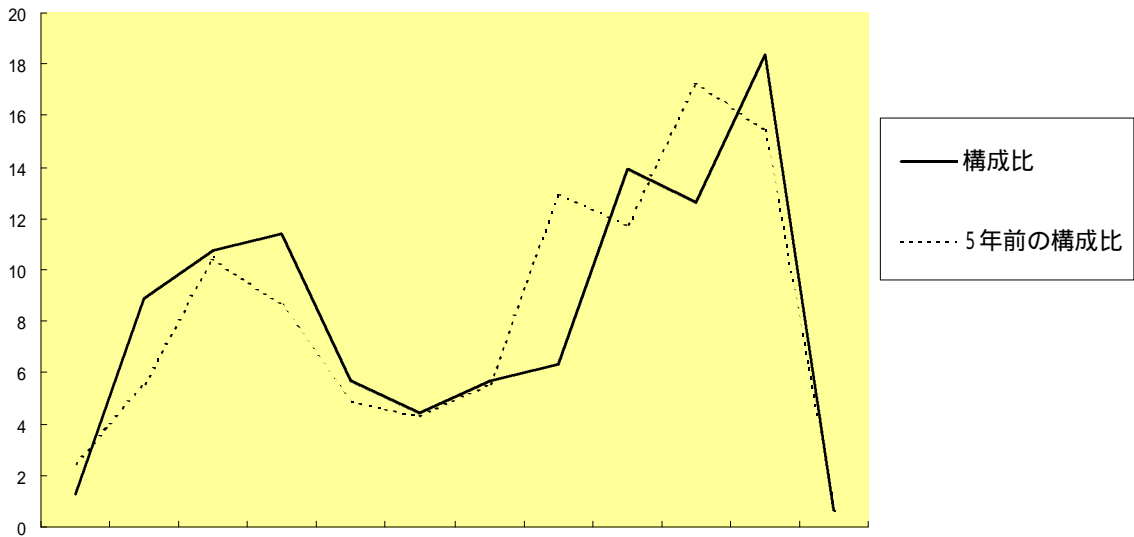
部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成19年	平成20年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会・総務	36人	35人	1人	
		税務	8人	8人	0人	
		福祉	37人	35人	2人	
		経済	30人	30人	0人	
		土木	11人	10人	1人	
		計	122人	118人	4人	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.21人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 107.05人)
		教育部門	30人	29人	1人	
		消防部門	0人	0人	0人	
		小 計	152人	147人	1人	<参考> 人口1万人当たり職員数 129.82人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 133.37人)
公 営 企 業 部 門 会 計	水 そ の 他	道	2人	2人	0人	
		その他	8人	9人	1人	
		小 計	10人	11人	1人	
合 計			162人	158人	4人	<参考> 人口1万人当たり職員数 139.54人
			[216]	[216]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（20年4月1日現在）

(例) %



20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上

区分	20歳未満	20歳	23歳	24歳	27歳	28歳	31歳	32歳	35歳	36歳	39歳	40歳	43歳	44歳	47歳	48歳	51歳	52歳	55歳	56歳	59歳	60歳以上	計
職員数	2人	14人	17人	18人	9人	7人	9人	10人	22人	20人	29人	1人	158人										

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
162人	152人	10人	6.2%

(参考) 九重町行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成27年3月31日	25人純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

区 分 部 門		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	120	120	122	118	118	116	-	116
	増減		0	2	4	0	2	4(100%)	
教育	職員数	32	29	30	29	27	27	-	27
	増減		3	1	1	4	0	5(100%)	
消防	職員数	0	0	0	0	0	0	-	0
	増減		0	0	0	0	0	0(%)	
公営企業 等会計	職員数	10	10	10	11	9	9	-	9
	増減		0	0	1	1	0	1(100%)	
計	職員数	162	159	162	158	154	152	-	152
	増減		3	3	4	5	2	10(100%)	

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間である。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 公営企業職員の状況

69

(1) 簡易水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 46,463	千円 15,619	千円 13,487	% 29.0	% 27.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 2	千円 7,546	千円 818	千円 3,413	千円 11,777	千円 5,888	千円 5,403

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成18年4月から平成20年3月31日までの間は、5%の減額措置を実施している。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（20年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
九重町	43.0歳	330,667円	490,723円
団体平均	45.5歳	374,552円	571,242円
事業者	歳		円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

九重町	団体平均
1人当たり平均支給額（19年度） 1,706千円	1人当たり平均支給額（19年度） 1,792千円
（19年度支給割合） 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 （ - ）月分 （ - ）月分	（ 度支給割合） 期末手当 月分 勤勉手当 月分 （ ）月分 （ ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

九重町	国
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （退職時特別昇給 該当なし） 1人当たり平均支給額 0千円 0千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 月分 月分 勤続25年 月分 月分 勤続35年 月分 月分 最高限度額 月分 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （退職時特別昇給 ） 1人当たり平均支給額 0千円 0千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
該当なし	- %	- 人	- %

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
該当なし	- %	- %

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績（19年度決算）				0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）				0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）				0%
手当の種類（手当数）				0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	172千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	86千円
支給実績（18年度決算）	228千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	677千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他手当（20年4月1日）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ		390千円	195,000円	
	配偶者以外 2人目まで	6,000円					
	うち 1人目	配偶者が ない					11,000円
		配偶者が 扶養 でない					6,500円
	その他 (3人目～)	5,000円					
	16歳～22歳の子 についての加算	5,000円					
住居手当	持ち家(支給限度額)	2,500円	異なる		212千円	106,200円	
	借家(支給限度額)	27,000円	同じ				
通勤手当	1kmごとに25km まで(支給限度額)	15,800円	異なる		43千円	21,600円	

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 2	人 1	人 1	% 50

(参考) 自律推進計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	1

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

6(3) を参照